

議案第97号

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民体育館を取り巻く環境の変化に鑑み市民体育館の施設の一部を廃止するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ICカードに記録されている利用可能金額相当額の使用料の還付に関し所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例

福岡市民体育館条例（昭和47年福岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条中「前2条の規定によりすでに納入された」を「既納の」に改め、同条ただし書中「第7条第1項に規定する使用料は、次の各号のいずれかに該当する」を「市長が特別の理由があると認める」に改め、同条各号を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

1 個人使用料

区 分		競技場
小中学生	2時間につき	90 ^円
高校生	2時間につき	130
一般	2時間につき	260

2 専用使用料

区 分			競技場
利用者が入場料を徴収しない場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平 日	1,925 ^円
		土日祝	2,525
	午後1時から午後5時まで1時間につき	平 日	2,525
		土日祝	3,200
	午後5時から午後10時まで1時間につき	平 日	3,200
		土日祝	3,800
利用者が入場料を徴収する場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平 日	11,250
		土日祝	15,250
	午後1時から午後5時まで1時間につき	平 日	15,250
		土日祝	19,250
	午後5時から午後10時まで1時間につき	平 日	19,250
		土日祝	22,750

別表備考中第2項及び第3項を削り、同表備考第4項中「第1競技場又は第2競技場」を「競技場」に改め、同項を同表備考第2項とし、同表備考中第5項を第3項とし、第6項から第9項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。